

令和7年度 第2回 関東ブロック道路啓開計画策定協議会

日時 令和8年1月15日（木）13時15分～
場所 関東地方整備局 災害対策本部室
(Web併用)

次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事
 - (1) 構成員の改定について
 - (2) 関東ブロック道路啓開計画【地震・津波編】の概要（骨子案）
中間報告
 - (3) 今後の進め方（案）について
4. その他
5. 閉 会

関東ブロック道路啓開計画策定協議会

規約

(名称)

第1条 本会は、「関東ブロック道路啓開計画策定協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るため、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の1都8県の区域）における、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議等を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、並びに情報収集及び伝達方法に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、関連道路管理者、関係地方公共団体、各種関係団体その他協議会が必要と認める者をもって組織する。

2. 協議会には会長を置き、会長は、国土交通省関東地方整備局道路部長とする。
3. 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 協議会の構成員は、別表-1のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
5. 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会へ報告しなければならない。

ない。

(協議結果の尊重)

第5条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

2. 協議会の配布資料及び議事要旨は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成等に支障が生じるおそれがあるときは、協議会に諮り、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課に置くものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の変更は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定める。

<附 則>

- 1 本規約は、令和7年8月22日から適用する。
- 2 本規約の適用に伴い、「首都直下地震道路啓開計画検討協議会規約（平成26年7月14日施行）」は廃止する。

関東ブロック道路啓開計画策定協議会 名簿(案)

赤文字は、第2回協議会で追加

所 属	役 職
【道路管理者】	
関東地方整備局	道路部長
関東地方整備局	道路部 道路情報管理官
関東地方整備局	総括防災調整官
関東地方整備局	東京国道事務所長
関東地方整備局	相武国道事務所長
関東地方整備局	首都国道事務所長
関東地方整備局	川崎国道事務所長
関東地方整備局	横浜国道事務所長
関東地方整備局	大宮国道事務所長
関東地方整備局	北首都国道事務所長
関東地方整備局	千葉国道事務所長
関東地方整備局	常総国道事務所長
関東地方整備局	宇都宮国道事務所長
関東地方整備局	長野国道事務所長
関東地方整備局	常陸河川国道事務所長
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長
関東地方整備局	甲府河川国道事務所長
関東地方整備局	東京外かく環状国道事務所長
関東地方整備局	関東道路メンテナンスセンター長
中部地方整備局	飯田国道事務所長
東京都建設局	道路保全担当部長
茨城県	土木部長
栃木県	県土整備部長
群馬県	県土整備部長
埼玉県	県土整備部長

所 属	役 職
千葉県	県土整備部長
神奈川県	道路部長
山梨県	県土整備部長
長野県	建設部長
さいたま市	建設局長
千葉市	建設局長
横浜市	道路局長
川崎市	建設緑政局長
相模原市	都市建設局長
東日本高速道路株式会社 関東支社	管理事業部長
中日本高速道路株式会社 東京支社	保全・サービス事業部長
首都高速道路株式会社	保全・交通部長
茨城県道路公社	理事長
栃木県道路公社	理事長
埼玉県道路公社	理事長
千葉県道路公社	理事長
神奈川県道路公社	理事長
山梨県道路公社（地域整備公社）	理事長
長野県道路公社	理事長

所 属	役 職
【関係機関】	
関東管区警察局	広域調整部長
警視庁	交通部長
茨城県警察	交通部長
栃木県警察	交通部長
群馬県警察	交通部長
埼玉県警察	交通部長
千葉県警察	交通部長
神奈川県警察	交通部長
山梨県警察	交通部長
長野県警察	交通部長
東京消防庁	防災部長
防衛省北関東防衛局	企画部長
防衛省南関東防衛局	企画部長
陸上自衛隊東部方面総監部	防衛部長
東京都総務局	総合防災部長
茨城県	防災・危機管理部長
栃木県	危機管理防災局長
群馬県	危機管理監
埼玉県	危機管理防災部長
千葉県	防災危機管理部長
神奈川県	くらし安全防災局防災監兼防災部長
山梨県	防災局長
長野県	危機管理部長
さいたま市	総務局長
千葉市	危機管理監
横浜市	危機管理室長
川崎市	危機管理本部危機管理監
相模原市	危機管理局長
関東地方整備局	河川部 低潮線保全官
関東地方整備局	港湾空港部 港湾空港企画官

所 属	役 職
【協定事業者】	
(一社) 日本建設業連合会 関東支部	支部長
(一社) 日本道路建設業協会 関東支部	支部長
(一社) 茨城県建設業協会	会長
(一社) 栃木県建設業協会	会長
(一社) 群馬県建設業協会	会長
(一社) 埼玉県建設業協会	会長
(一社) 千葉県建設業協会	会長
(一社) 東京建設業協会	会長
(一社) 神奈川県建設業協会	会長
(一社) 山梨県建設業協会	会長
(一社) 長野県建設業協会	会長
(一社) 千葉市建設業協会	会長
特定非営利活動法人全日本レッカー協会	理事長
全日本高速道路レッカー事業協同組合	支援隊長
(一社) 日本自動車連盟 関東本部	ロードサービス部長
(一社) 日本建設機械レンタル協会 関東ブロック	ブロック長
(一社) 日本機械土工協会 関東支部	支部長
(一社) 建設コンサルタント協会 関東支部	災害時対応検討委員会 委員長
(一社) 全国測量設計業協会連合会東京地区協議会	会長
(一社) 全国測量設計業協会連合会関東地区協議会	会長
(一社) 関東地質調査業協会	技術委員
認定特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD) 技術系専門委員会	専門委員

所 属	役 職
【ライフライン事業者】	
関東地方整備局	河川部 上下水道調整官
東京電力ホールディングス株式会社	経営企画ユニット 総務・法務室 防災グループ グループマネージャー
中部電力パワーグリッド株式会社	総務部総括グループ グループ長
NTT東日本株式会社	ネットワーク事業推進本部 サービス運営部 災 害対策室・室長
株式会社NTTドコモ	関信越支社ネットワーク部 災害対策室長
KDDI株式会社	エンジニアリング企画部ネットワーク強靱化推進 室・室長
ソフトバンク株式会社	関東ネットワーク技術統括部 関東技術推進部 部長
楽天モバイル株式会社	基地局運用管理部 副部長
石油連盟	流通業務部副部長
日本ガス協会 関東中央部会	部会員 東京ガスネットワーク株式会社 防災・ 供給部 防災グループ 防災チームリーダー 課 長
【事務局】	関東地方整備局 道路部 道路管理課

①目的

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識され、これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の1都8県の区域）において、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るため、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力により、道路啓開の実効性のある計画とすることを目的とする。

②計画の概要

1. 対象とする災害

- 首都直下地震のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きい「**都心南部直下地震**」を対象
 （被災地エリア：被害が甚大な東京都区内・神奈川県北東部・埼玉県南部・千葉県北西部の一部地域とする）

2. 道路啓開の目標

3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 発災後、**広域応援部隊**が進出する拠点までを24時間以内に、**救助・救急活動、消火活動、医療活動**に関する拠点までを48時間以内に、**物資供給、燃料供給渡等**に関する拠点までを72時間以内に啓開することを目標
- 深刻な**道路交通麻痺**を想定し、**空路や海路を活用したアクセスルート**を設定するほか、**水路を活用したアクセスルートの補完**について関係機関と調整
- 発災後は、被害状況等を踏まえ臨機に優先順位の調整を実施

拠点名	定義	拠点例
進出拠点	広域応援部隊が被災地に移動する際の目標となる拠点	高速道路SA・PA、高速道路IC周辺の防災基地・自衛隊駐屯地等(※)
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点	公園等(※)
災害拠点病院	災害派遣医療チーム(DMAT)活動拠点となる病院	災害拠点病院から基本的に選定
活動支援拠点	被災地内の支援活動の拠点	広域物資輸送拠点、燃料の供給拠点、海上輸送拠点(※) 被災地内の市区役所から基本的に選定

※「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の各防災拠点から基本的に選定

種別	ルートの役割・機能	設定方法	道路啓開目標 (基本となる目標)
広域支援ルート	全国からの応援部隊が進出拠点へ広域移動するルート	緊急輸送道路(高速自動車国道等)から基本的に設定	発災から概ね24時間以内を目標
被災地進出ルート	進出拠点から被災地内ルート等へアクセスするためのルート。都心を基点に各放射方向のルートと接続し、さらに環状道路(環状方向ルート)を介して隣接するルートと連携させることで、被災地内ルートまでの確実なアクセスを確保	緊急輸送道路(優先設定されている首都高速道路と直轄国道等)から基本的に設定する。 なお、放射方向ルート(八方向)は、進出拠点から都心(都心環状線・外堀通り等)までのルートを設定。	発災から概ね48時間以内を目標
被災地内ルート	救助活動拠点へアクセスするためのルート	被災地進出ルート(高速の最寄りIC)から救助活動拠点までのルート ^を 緊急輸送道路から設定することを基本	発災から概ね72時間以内を目標
災害拠点病院ルート	災害拠点病院へアクセスするためのルート	被災地進出ルート(高速の最寄りIC)から災害拠点病院までのルート ^を 緊急輸送道路から設定することを基本	
活動支援ルート	活動支援拠点へアクセスするためのルート	被災地進出ルート(高速の最寄りIC)から活動支援拠点までのルート ^を 緊急輸送道路から設定することを基本	

4. 道路啓開の方法

- 現地の状況に応じ、一刻も早く緊急車両が通行できるように**最低1車線を確保**
- 八方向作戦：被災地進出ルート(放射方向ルート)については、優先設定されている首都高速道路と直轄国道を基本に、被災が小さく道路啓開が可能な区間を**あみだ状に設定**
- 道路管理者のほか、**自衛隊、消防、警察、ライフライン事業者、建設業協会等**が**いつ・何を実施するかを明確にした具体的な行動計画(タイムライン)**を作成し共有
- あらかじめ道路啓開を実施する建設会社等の担当範囲を設定

5. 資機材の備蓄・調達

- 被災想定として、**橋梁段差、路上のガレキ、電柱の倒壊、斜面崩壊、路上車両**を対象とし**被災量を算出**
- 上記に対し、必要な資機材量を算出し、資機材等の備蓄量と比較。不足する場合は広域支援等の対応を整理
- 道路啓開に必要な資機材の備蓄量と保管場所について、地図に明示し関係機関で共有
 →中央防災会議首都直下地震対策検討WGにおいて見直しされた被害想定(令和7年12月19日公表)に基づき、道路施設の被災想定や必要な資機材量を算定
- 上記のほか、燃料の調達体制についてもあらかじめ整理

6. 実践的な訓練

- 路上車両の移動や倒壊した電柱の除却などの**実動訓練**と関係機関との被害情報の共有等の**机上訓練**のメニューを組み合わせ、**年1回以上、ブロック単位で訓練計画を策定し、実践的な訓練を実施する**
- 訓練は道路管理者のほか、関係者が参加することで道路啓開の実効性向上を図る

7. 情報収集・伝達

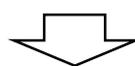
- 道路管理者と関係機関における**情報収集・伝達に関する体制・系統図**を作成
- ライフラインや公共交通に関する被害情報については、別途連絡調整会議等を開催し、情報の収集や共有を行い、道路啓開路線の調整を実施

8. その他

- 道路啓開計画は5年に1回の見直しを行うことを基本とし、必要な対策の充実を図る
- 啓開ルート沿線の「道の駅」の位置を地図上に整理するとともに、**防災機能の現状等を整理し、「道の駅」の防災機能の向上について検討**
- 道路啓開ルートにおける、橋梁の段差、斜面の崩壊等の防災上の課題や対策状況について整理し、迂回ルートの設定などに活用
- 豪雨や火山災害(富士山の噴火)等の自然災害との複合災害が発生した際に想定されるリスクやシナリオ・課題について整理し、あらかじめ関係者間で認識を共有

令和7年8月22日

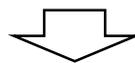
令和7年度 第1回 関東ブロック道路啓開計画策定協議会 開催



8月22日以降
ワーキンググループで実務的な検討を実施

令和8年1月15日
(今回)

令和7年度 第2回 関東ブロック道路啓開計画策定協議会



ワーキンググループ等で道路啓開計画(案)の確認

令和8年3月中旬

令和7年度 第3回 関東ブロック道路啓開計画策定協議会

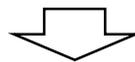


令和8年3月下旬

改正道路法に基づく 関東ブロック道路啓開計画【地震・津波編】 策定・公表

令和8年度

各都県単位 道路啓開計画策定協議会 設立



各都県単位 道路啓開計画 策定・公表